相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市昆陽南三丁目二七二番地、最後の住所兵庫県伊丹市昆陽南三―六―六　被相続人　亡　岡田　治利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C―3ビル五階　春名・田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂井希千与

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県みやま市高田町濃施九八五番地、最後の住所福岡県大牟田市大字吉野八四三番地　被相続人　亡　中地　立

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十日

福岡県みやま市高田町濃施一〇九番地三

相続財産管理人　渡邉慎一郎

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十二年十一月十日

一　墳墓等所在地　東京都大田区池上一丁目一番一号

一　墳墓等の名称　池上本門寺墓地内理境院管理墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　戸田家　七里家

一　改葬を行おうとする者　東京都大田区池上一丁目三四番三号　宗教法人理境院　住職　大場雅敏

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬することとなりました。墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十一月十日

一　墳墓等所在地　東京都港区芝二―二五―六

一　墳墓等の名称　西應寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　㈠本籍不詳　中村一、塚本常五郎、塚本千賀、木村カノ、米倉うめじ、長谷川幸次郎、長谷川さき、㈡本籍・氏名不詳墓　七基

一　改葬を行おうとする者　東京都港区芝二―二五―六　宗教法人西應寺代表役員　北條　雅道

無縁墳墓等改葬公告

施設用地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十一月十日

一、墳墓等所在地　香川県さぬき市志度字八ッ池一六〇八番二

一、墳墓等の名称　天野墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　香川県さぬき市志度一六一〇番地一　社会福祉法人志度玉浦園　理事長　樫村　正員

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社マークザベスト　東京都港区六本木四―二―二〇―三一九号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年十一月十日

東京都港区六本木四―二―二〇―三一九号

株式会社マークザベスト

代表取締役　牧野　克佑

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一、保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　破産者株式会社眉山プロダクション破産管財人弁護士井内秀典　株式会社眉山プロダクション　徳島県徳島市国府町府中三六七番地一

二、保証金の額　金三十万円

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 22 年 11 月 10 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①北海道三井化学株式会社　②北海道知事空知(1)第471号　③代表取締役　中原正博　④北海道砂川市豊沼町１番地　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦北海道砂川市豊沼町１番地　北海道三井化学株式会社　代表取締役　中原正博

①アールアールイー　②東京都知事(2)78255　③藤原和加子　④東京都渋谷区代々木５―35―10―104　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区下落合３―３―７―301　藤原和加子

①株式会社ＭＤＩ　②国土交通大臣(1)7961　③代表取締役　深山祐助　④東京都中央区銀座二丁目７番18号銀座貿易ビル６階　廃止した従たる事務所　東京都新宿区高田馬場二丁目14番９号　東京都大田区西蒲田七丁目48番８号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区銀座二丁目７番18号銀座貿易ビル６階　株式会社ＭＤＩ　代表取締役　深山祐助